

平成24年11月9日

生駒市議会議長 山田正弘様

議会運営委員会委員長 井上充生

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成24年10月29日(月)～30日(火)
- 2 派遣場所 岐阜県多治見市議会と愛知県犬山市議会
- 3 調査事件 (1) 特色ある議会運営と議会改革について
(2) 市民と議会との対話集会について
(3) 議員間討議の実施状況について
(4) 市民との意見交換会について
- 4 派遣委員 井上充生 中浦新悟 中谷尚敬 下村晴意 有村京子
角田晃一 浜田佳資 桑原義隆 樋口 稔 吉村善明
- 5 概要 別紙のとおり

多治見市の概要

多治見市は、岐阜県の南南東にあり、名古屋市から北東に36km。平成15年8月に市制施行し、昭和30年代からは名古屋市のベッドタウンとして栄えてきた。人口約11万5千人、面積91.24km²の住宅都市であり、陶磁器の産地である。平成19年8月16日に40.9℃の日本最高気温を記録し、日本一暑い町としてPRしている。現在は、新しい市立病院の建設と指定管理者による運営事業や、ごみの有料化の事業を推進している。

1 特色ある議会運営と議会改革について

(1) 議会基本条例制定の背景と経緯

① 経緯

平成22年3月定例会に議会基本条例の制定議案を議員提出議案として提出され、全会一致で可決され、同年4月から施行している。

平成19年に地方分権時代における議会の役割が大きくなっていくため、議会改革を進めていく必要があるということを議員間で話し合われた。統一地方選挙で24人中9人が新人に入れ替わり、同年7月に「政策研究会」を発足させ、議会基本条例の原案の作成を開始された。平成21年3月に「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、週1回程度の会議を開催し、原案をもとに条文を作成された。平成21年11月にパブリックコメント、12月に市民説明会を開催された。パブリックコメントでは1件、市民説明会では11件の意見があった。

② 特徴

政治倫理、地方自治法第96条第2項を活用した機能強化、議員間の自由討議、市民との対話集会、一般質問の一問一答制の導入、市長の反問権の付与などがあげられる。

地方自治法第96条第2項の議決事件化については、7項目を定め、多治見市議会独自の規定としては、市総合計画の基本構想と基本計画の策定又は変更や市民投票条例の市民発議による市民投票の実施があげられる。

専門家に意見を聞かず、また、専門用語を使用しないように留意され作成された。

(2) 議会基本条例制定後の取組状況

① 議案に対する自由討議（第4条第1項）

委員会審査において、質疑の後に自由討議が行われている。委員発議による問題点の提示など、議案について自由に討議される。質疑終了後、「議案第●号について討議はないですか？」と委員長から委員に討議があるかないかを諮り、委員会の申入れがあれば討議に入る。

② 議案以外に対する自由討議（第6条第3項）

毎月開催されている全員協議会で討議することができる。討議テーマはあらかじめ議長に提出する。

最近の例は、義務教育期間中の通院医療の無料化を討議され、討議の内容を踏まえ、市長提案で小学3年生から6年生に年齢を引き上げられた。

③ 市長の反問権（第15条）

選挙に選ばれた公職者として市長のみに与えられた権利。一般質問において、市長から確認質問だけではなく本格的な反問もできる。

市長が議長に許可を得てから発言するべきであるが、実際はいきなり発言しているのでルールづくりが必要である。

④ 議員の政治倫理（第17条）

「政治倫理に関する事項は別に定める」としたため、平成23年4月に政治倫理条例を施行された。資産公開規定のない、一般的な条例。

⑤ 正副議長の任期

任期は、議長は2年、副議長は1年にされた。

(3) 今後の課題

- ・ 委員会は議案審査だけでなく他のことを話し合う活発な委員会を目指す。
- ・ 通年議会の検討。
- ・ 議案に対する自由討議が少ないので活発化させる。
- ・ 条例に広報公聴義務が規定されていなかったため、今後機能強化を図る必要がある。

2 市民と議会との対話集会について（第11条）

(1) 実施方法

議会基本条例第10条と第11条に規定され、年1回以上開催することとされている。

1回目：平成22年10月 議会基本条例と倫理条例をテーマに3グループ3会場で実施し、140名が参加。

2回目：平成23年10月 議会の役割と分庁舎建設（保健センターの建設と窓口業務を駅前に）をテーマに3グループ6会場で実施し、206名が参加。

3回目：平成24年7月 駅周辺の賑わいづくり、子育て支援、義務教育期間中の医療費無料化、災害対応、地域の課題をテーマに4グループ8会場で開催し、194名が参加。

いずれも平日の午後7時～8時30分に開催。自己紹介、パワーポイントを使用した説明を30分。質疑応答を60分。

議員がチラシやポスターを作成し、区長会に依頼して回覧板で周知されるとともに、議会報や議会ホームページで周知された。

3回目にアンケートを作成し、市民の反応を確認された。

常連の参加者の意見は民意の参考意見として平等に扱っている。

答弁は議会で決定したことを言うだけにとどめているが、市民からは「おもしろくない」という意見が多い。議員個人の意見は言えないルールであるが、司会者のさじ加減で発言を黙認している場合もある。

(2) 課題・目標

- ・議員個人の説明会ではないので、節度を持って発言してもらい、運営していく必要がある。
- ・質疑応答で議員個人が回答できないため対話できないとの声が多くあるので、少しずつ発言の制限を緩めていってもよいのではないか。
- ・高齢者が多く参加されており、子育て世代の若い方々の意見を聞くことができなかつたため、女性もたくさん参加できるように土日開催の必要性がある。
- ・参加者が固定化する。
- ・行政の地区懇談会（タウンミーティング）と時期を異にする。
- ・たくさんの意見を聞くため、小学校区単位できめ細かな集会を開催する必要がある。

犬山市の概要

犬山市は、愛知県の最北端に位置し、名古屋市から25kmにある。人口約7万5千人、面積は74.97km²。健康市民づくりを目指すほか、企業が活動しやすい環境整備や県とともに新工業団地造成に取り組み、安定的で発展性のある企業誘致を展開している。国宝犬山城を中心とした文化財のテーマパークを形成し、木曾川のうかい、犬山温泉、犬山祭、公式キャラクターわん丸君など、観光政策を推進している。

1 議会基本条例について

(1) 条例制定の背景と経緯

平成22年5月に議会改革推進委員会（任意）を設置され、議長に6回答申があった。統一地方選挙後の平成23年度からは、全員協議会で議会改革について協議を開始された。できるものからすぐに取り組みでいかれた。

この議会改革の一環として、平成23年9月定例会で条例案が提案・可決され、同年10月から施行された。

2 議会改革の取組状況

(1) 情報公開の促進

- ・平成22年9月定例会から、本会議と委員会中継はユーストリームで生中継されている。録画中継はウィンドウズ・メディア・プレイヤーを使用して配信されている。委託業務で会議後1週間をめぐり、議案審議や一般質問などシーンごとに納入され、配信されている。
- ・全員協議会会議録を市議会ホームページで公開
- ・平成24年度から常任委員会の視察報告会をユーストリームで公開

(2) 議員間討議の実施状況について

全員協議会で定期的開催される。全員協議会は、閉会中、定例会前、会期中に開催され、議員からの申入れによりテーマ別に課題や問題点を全議員で討議される。定例会中には議案、意見書、請願について、争点・議論となるテーマが出され、討議されている。平成22年度は14回、23年度は20回開催された。テーマは頻繁に提出されている。

委員の修正案提案は討議の後に提出することができる。

インターネットで配信されている。

(3) 市民との意見交換の場について（議会基本条例第6条）

① 市民との意見交換会の開催

平成23年10月18日(火)に第1回を開催され、第1部は有名人による講演会、第2部は委員会ごとに市民との意見交換会、第3部は地元名物料理の試食会の構成とされた。

副議長を座長とする「意見交換会実行委員会」を立ち上げられ、3常任委員会ごとに分科会形式で開催することを決定された。意見交換会は市議会ホームページで会議録を公開され、各委員会で報告書を作成され、議会報に掲載されて周知された。

きっちりしたルールづくりができていなかったため、質問に対する答弁が統一できていなかった可能性がある。行政の課題をあぶりだすことが目的で、課題を行政にぶつけていこうと考えていたが、住民と議会が意見交換の中身を成熟させていく必要性を感じられていた。時間がかかる。

② 常任委員会ごとに関連団体との懇談会を開催

平成23年度から常任委員会所管の関連団体からの申入れにより、委員と団体との懇談会を開催されている。

③ オープン議長室

平成23年10月から日時を決めて、市民と正副議長が相談や要望に応えるため、議長室を開放されている。平成23年度は20回56人、24年度9月まででは20回43人が参加されている。

2 特色ある取組について

- ・ 議場内へのパソコンの持ち込み許可
- ・ 請願者の説明の機会…常任委員会で発言を保障
- ・ 議員への周知事項をメールで連絡
- ・ 議長車をインターネット公売で売却